

介護保険システム等標準化検討会 第3回議事概要

日時：令和4年3月17日（木）15:30～17:00

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（座長）

出席 生田 正幸 関西学院大学人間福祉学部教授

（構成員）

出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席 森岡 有子 川口市福祉部介護保険課長
出席 谷萩 賢治 板橋区健康生きがい部介護保険課 係長（代理出席）
出席 青木 一広 川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長
出席 原田 康幸 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課経営係 課長補佐（代理出席）
出席 渡部 俊樹 出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐
出席 日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部 企画部長
出席 末武 純 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 第3開発課長
出席 中西 稔 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席 萩原 宏二 株式会社電算 公共ソリューション2部
出席 濱崎 力哉 株式会社アイネス 公共ソリューション本部
東日本基幹ソリューション部 課長（代理出席）
出席 玉置 直人 日本電気株式会社 公共システム開発本部 マネージャー
出席 村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部
第二開発本部 第二開発部 課長
出席 田中 卓 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部
社会保障ソリューション事業部 第一ソリューション部 マネージャー

（オブザーバー）

欠席 伊藤 豪一 デジタル庁 プロジェクトマネージャー
欠席 前田 みゆき デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席 池端 桃子 デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席 丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 吉積 亮 デジタル庁統括官付参事官付
欠席 羽田 翔 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官
出席 巢瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
老健局介護保険計画課 社会・援護局障害福祉部企画課 併任
出席 日野 力 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長
出席 坂本 裕一 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 意見照会の対応概要について
3. 検討・課題事項の対応概要について
4. データ要件・連携要件の進捗状況について
5. 標準仕様書【第 1.1 版】案の決定について
6. その他

【議事概要】

○構成員意見

- ・（資料 2「令和 3 年度下期意見照会の対応概要」 9 ページ）「2. 意見へ回答し完了」の No. 1 について、フリガナの印字有無は設定による切り替えはできないという理解でよい。

⇒（事務局）住民記録システム標準仕様書にてフリガナに対する本人確認フラグがあり、本人に確認されたものは利用可能と想定している。フリガナの印字有無をシステム全体での設定で切り替える想定はしていない。

- ・（資料 2「令和 3 年度下期意見照会の対応概要」 17 ページ）「3. 継続検討」の No. 1 にある介護予防・日常生活支援総合事業を標準化範囲内とするか否かの検討について、いつ頃を目途に整理しようと考えられているのか確認したい。

⇒（厚生労働省老健局）現時点で結論をいつまでに出せるかという明確な答えはないが、標準仕様書の改定は来年度も継続して検討を進めていくことになるため、その中で議論を深め、できる限り早い時期に結論を出せるようにしたいと考えている。

- ・（資料 2「令和 3 年度下期意見照会の対応概要」 20 ページ）「1. 標準仕様書 1.1 版案へ反映」の No. 2 について、地域包括支援センターの運営法人等の変更があった場合に「事業所の実態は変わらないが事業所番号や所在地等が変更となる場合に被保険者から再度届出を求めることなく」とあるが、この再度届出を求めることなくという運用が制度として正しいものとして理解してよい。

⇒（事務局）主な意見は全国意見照会にて地方自治体からあがった意見をそのまま掲載している。標準仕様としては届出を再度求めるか否かは現在の運用と変わらない想定である。対応した内容としては機能・帳票要件に記載している要件が曖昧な表現であったため、記載内容の見直しを行ったものである。

○構成員意見

- ・（資料 2「令和 3 年度下期意見照会の対応概要」 10 ページ）「1. 標準仕様書 1.1 版案へ反映」の No. 1 について、住所地特例者に関する内容と思われるが、国民健康保険や後期高齢者医療でも同様のことは考えられる。対象者の扱いとして介護保険と国民健康保険や後期高齢者医療との扱いに違いがあることは疑問に思っており、厚生労働省の部局間で調整いただきたいと考えている。また、住民基本台帳等をもとに把握している内容についても、住民基本台帳制度の在り方との関係があるため、総務省とも摺り合わせをしていただきたい。同様の内容として、12 ページにも税務システムの様式と違いに関する意見もあるため、関係府省間での調整となるが、厚生労働省には調整を検討いただきたい。

⇒（座長）他業務との統一という内容が散見されている。第 2 グループの業務との調整も必要となってくる事項もある。今後の継続検討課題という点では大きな内容となってきたため、厚生労働省

働省だけでなく、デジタル庁にも絡んでいただく必要があると考える。

⇒（厚生労働省老健局）意見の内容も踏まえ、関係部局と連携し内容に齟齬がないように検討していきたいと考えている。

⇒（デジタル庁）意見のとおり、又厚生労働省老健局からの回答のとおり、システム全体として整合性が取れた状態で標準仕様を示すことが重要なことと理解しているので、標準仕様書間の整合性が取れるよう横並び精査も行っていく。

○構成員意見

- ・先日行われた「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する地方公共団体説明会」にて説明があったデータ移行に関する移行ツールの提供時期は令和4年8月ごろになるのか確認させてほしい。

⇒（デジタル庁）移行ツールとは適合性の確認を行うツールと理解している。機能要件の標準化基準への適合性の確認は国が支援する中で地方公共団体にて確認することとなっている。データ要件・連携要件の適合性の確認については国・デジタル庁がベンダーロックインを防ぐことやデータ移行を円滑にするため厳格にやっていく必要があると認識している。具体的な支援策の1つとして適合性の確認ツールを作成したいと考えている。適合性確認の方向性の検討やツール開発は令和4年度に行うこととしており、令和4年8月時点でどこまで情報を提示できるかは現時点では未定であるが、できる限り早く情報を示せるよう引き続き進めていきたいと考えている。

○構成員意見

- ・標準仕様書【第1.1版】案の承認について、先に質問した内容で制度との適合性として疑義が残る点は厚生労働省老健局にて確認することとなったと理解している。疑義が残る中で標準仕様書【第1.1版】案の承認を行うことになるのか。

⇒（厚生労働省老健局）疑義事項については制度を確認して回答する。

⇒（座長）厚生労働省老健局にて疑義事項を確認し回答を行う前提で、標準仕様書【第1.1版】案の承認をお願いしたい。

⇒（構成員）承知した。

○座長

- ・標準仕様書【第1.1版】の策定に向け、細かな修正等は発生する可能性はある。修正内容が大きい場合は構成員へ伝え意見をいただくことになるが、本日の意見を含め同様の内容については確認した内容を構成員に伝え、座長に一任していただきたい。

- ・「介護保険システム標準仕様書【第1.1版】案」の決定にあたり、意見はあるか。

⇒（座長）疑義等はないため「介護保険システム標準仕様書【第1.1版】案」を決定とする。

以 上